

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

一 帳簿を備えることを要する事業者として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十二条の七第一項の認定を受けた者を加えること。

（第六条の四関係）

二 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集、運搬、処分若しくは再生の全部又は一部を廃止したときは、共同して、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

（第六条の七の二関係）

三 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準において、事業者が法第十二条の七第一項の認定を受けた者である場合の取扱いを明確化すること。

（第六条の十二関係）

第二 有害使用済機器の保管等

一 法第十七条の二第一項の政令で定める機器を定めること。

（第十六条の二関係）

二 法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準を定めること。
（第十六条の三関係）

三 法第十七条の二第一項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬものとする事。
（第十六条の四関係）

第三 政令で定める市の長による事務の処理等

一 法第十二条の七に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長が行うこととし、ないものを追加すること。
（第二十七条第一項関係）

二 第六条の七の二及び第十六条の四に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うものとする事。
（第二十七条第二項関係）

第四 施行期日等

一 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行すること。

（附則第一項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

（附則第二項及び第三項関係）